

鯖江クリーンセンター「ごみ受入基準」改定の概要

1 改定年月日 令和8年4月1日(新ごみ焼却施設等稼働日)

2 受入基準の改定

変更箇所	変更前	変更後
1 受入方法		
①営業時間	午前8時30分から午後5時まで受付とします	午前8時30分から午後4時45分までの受付とします
②搬入車両	規制はありません	4t車以内で全長6メートル以内の車両とします
③搬入経路	場内で車両動線が交錯しています	建物中心に右回りの一方通行になります
④受付	降車が必要です	乗車のまま受付できます
⑤ごみ搬入申請書	窓口での記入となります	窓口での記入または ホームページからダウンロードし事前記入(持参)できます
2 受入対象者		
①本人、同居の家族	受入できます	身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示が必要となります
②事業主、事業所従業員	受入できます	従業員であることがわかるもの(社員証、名刺等)の提示がない場合は申請書に事業所証明印が必要となります
③友人、知人	持主との電話確認後に受入できます	受入できません
④別居の家族、親戚	持主との電話確認後に受入できます	持主のわかる書類(郵便物、検針票等)の提示が必要となります
3 変更対象廃棄物		
①建築雑材 (個人搬入の木くずなど)	大量の場合は受入できません	大量の場合は受入できません (軽トラック1回分は受入可能です)
②くず状のもの(葉、芝、草など)	受入できます	中身のわかる袋に詰めて受入します
③畳	30枚/日まで受入できます	1日20枚まで受入できます
④苗箱	300枚/日まで受入できます	1日100枚まで受入できます
⑤原動機付き自転車	受入できます	処理能力不足により受入できません
⑥臼、木製パレット	受入できます	
⑦事業所タイヤ	受入できます	
4 荷降ろし場所		
①荷降ろし場所	品目ごとに場所を移動し荷降ろしする必要があります	すべての品目を1箇所(1階ヤード)にて荷降ろしできます
5 精算方法		
①精算	降車が必要です	乗車のまま精算できます
②手数料支払い	窓口での現金払いのみとなります	自動精算機による現金払いまたは キャッシュレス決済ができます